

議会報告会（委員長報告）

委員会名 観光厚生常任委員会

開催日時	平成 31 年 2 月 26 日（火） 午前 9 時 30 分から
開催場所	議会全員協議会室
報告者	吉岡和江委員長、森功一副委員長
出席議員	吉岡和江委員長、森功一副委員長、千一委員、西岡幸子委員、日向慎吾委員、久坂くにえ委員
報告内容	<p>（件名及び審査概要）</p> <p>委員会では、議案 1 件、報告事項 3 件に加え、新年度議案の予備審査として 8 件の審査が行われました。</p> <p>予備審査を行った新年度議案のうち、2 議案について報告いたします。</p> <p>1 議案第 105 号「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例の制定について</p> <p>市の説明によれば、平成 26 年 2 月定例会において「トレイルラン規制の条例化についての陳情」採択された後、ハイキング愛好団体、トレイルラン愛好団体と協議、意見交換を重ね、トレイルラン愛好団体の自主ルール遵守も確認した上で、ハイキングコースにおける「禁止」や「規制」を前提とした条例案を検討してきた。</p> <p>しかしながら、ハイキングコースでの「禁止」や「規制」を行う条例を行う条例の制定は、そのエリアは広範囲であり監視が困難であることや、条例制定にあたっては土地所有者への周知が必要となり、その特定に費用と時間がかかることから、特定の場所を対象とするのではなく、「行為」に着目した、ハイキングコースを含む市内全域の観光施策に適用するマナーを促す条例の制定をすることにした。</p> <p>この条例は、特に罰則規定は設けていないが、鎌倉市の公共の場所におけるマナーの向上による良好な環境の保全及び市民等の快適な生活環境の保持を目的とし、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を図るため、基本理念、市、市民、事業者及び滞在者等の責務及び、迷惑行為等を定めるもの。</p> <p>質疑では、</p> <p>Q「狭隘な場所又は混雑した場所で、歩行しながら飲食を行う等他者の衣類を汚損するおそれのあるおそれのある行為」所謂食べ歩きについて、小町通り（混雑した通り）を想定しているのかと思うが、テイクアウトのお店もあるので、商店会とどの様な協議をしてきたのか。</p> <p>A「小町通りの商店会には事前に説明した。商店会としても問題意識は持って</p>

おり、何らかの形で食べ歩きの有無について注意喚起のアクションを起こそう
とっていた。テイクアウトの店もあり、もろ手を挙げて賛成ではないが、一
定の注意喚起を行うという点では承諾を得られているとのこと。条例制定後、
商店会と共同で周知を図っていく。

Q どのような効果があるのか。

A 理念条例で強制力はないが、制定することによって、ハイキングコースや全
市の公共の場において、マナーの向上につながっていくと考えている。

2 議案第 108 号共生社会の実現を目指す条例の制定について

様々な違いを持つ人々が、お互いの個性と多様性を尊重し合い、ありのまま
でいられる社会が共生社会であると定義したうえで、生涯にわたって安心して
自分らしく暮らせることができる共生社会の実現を目指すため、基本理念等を
定めたもの。

また、共生社会実現のために、市の責任と役割を明記し、市民や事業者にも
自立的・自発的な取り組みを求める。そして、社会的障壁の解消のための合理
的配慮につながるよう基本的な施策として①意識の形成②情報の授受におけ
る体制整備③物理的環境の整備④共生の地域づくり⑤推進体制の構築と必要
に応じた改善の 5 つに整理している。

また、災害等への対応では平常時と比べ細やかな多様性への配慮が必要であ
るとの観点から、災害等に関する市の施策について、独立した条文構成として
いる。

さらに、共生社会実現に向けた取り組みを進めるため、庁内体制整備の一環
として、多様性に配慮した窓口対応ができるよう、職員に向けた研修等の準備
をしている。

質疑では、

Q 福祉に関わらず、全庁的な問題である。こんなに短い取り組みでいいのか。
お題目にならないよう、もっと考えてもらいたい。

A この条例ができることで、問題点や課題が可視化され、また周知を図る上で
宣言的意味合いを持つものである。

制定したことで、例えば、夏のビーチのバリアフリーや学校教育にかまくらっ
子発達サポーター制度の導入を行っていく。

Q 教育現場ではどのような取り組みを行なうのか。

A 条例制定後、教育委員会と連携し、教員や講師などへの意識啓発、研修、情
報提供を行う。また、子供に分かりやすいパンフレットの作成を予定している。

最後に予算等審査特別委員会への送付意見について委員から提案があった
提案骨子

素晴らしい条例だからこそ、もっと時間をかけて作っていった方が良いので
は。

他委員全員の意見骨子

この条例は共生社会を作っていく宣言的内容。可視化されることは意義がある。これからの施策に結び付けていくことに時間を使っていくことが必要ではないか。

意見送付は全会一致のため、委員会としての意見送付は行わないこととした。

以上